

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和7年6月10日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸

1 調達内容

- (1) 工事件名 07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事
- (2) 工事内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月16日まで（予定）
- (4) 履行場所 大阪府茨木市（別添-1参照）
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書（別記様式2）に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止処置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格において、工事区分「土木C」又は「土木D」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
また、地理的条件として、建設業法上に届出している**本店・支店又は営業所が大**
阪府茨木市、箕面市、摂津市、吹田市、高槻市、豊能町のいずれかにある者であること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件工事の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→心得書等→オープンカウンター方式参照）等を承諾していること。

3 参加資格証明書類

- (1) 参加希望者は、参加資格証明書類を下記4(2)の通り提出しなければならない。
- (2) 参加資格証明書類は、別記様式1により作成すること。
- (3) 参加資格証明書類は、次に従い作成すること。

① 登録状況

別記様式1により令和7・8年度競争参加資格の登録番号を記載すること。
(参加表明時に当機構関西地区における一般競争参加資格において、工事区分「土木C」又は「土木D」に係る競争参加資格の認定を受けていること。)

② 地理的条件

支店、営業所所在地を地理的条件として参加する場合は、確認できる資料として、建設業営業許可申請において届出されている支店等一覧（別表部分）の写しを提出すること。

4 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続に関する問合せ先

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 調達管理課 電話06-4799-1035

- (2) 見積書及び参加資格証明書類の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和7年6月18日（水）15時00分まで

②提出方法 見積書は別記様式2とし、持参又は郵送とする。

また、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

- (3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

5 その他

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書作成の要否 要（別紙請書による）

- (3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

- (4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 支払い条件 完成払い

(6) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 4 (2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(7) 工事の内容に係る質問等の受付先

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

アセット活用部 業務課 電話06-4799-1184

以 上

- ・当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格において、工事区分「土木C」又は「土木D」に係る競争参加資格の認定

提出者：_____

当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格において、工事区分「土木C」又は「土木D」に係る競争参加資格の登録番号を記載

(本人の場合)

見 積 書

金

円也

ただし、(件名) 07-国文都市(東部)地区令和7年度除草等工事
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、
見積りします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合)

見 積 書

金

円也

ただし、(件名) 07-国文都市(東部)地区令和7年度除草等工事
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、
見積りします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

郵送又は持参する場合

表	裏
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿 (件名「07―国文都市(東部)地区令和7年度 除草等工事」見積書) (押印省略)	封 住所・連絡先 氏名 ※登録番号

- ※ HP 又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。
- ※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は「(押印省略)」と朱書きすること。

彩都東部地区 位置図



請 書

- 1 工 事 名 07-国文都市（東部）地区 令和7年度除草等工事
- 2 履 行 場 所 大阪府茨木市
- 3 工 期 令和7年6月20日から
令和7年12月16日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記工事をお請けするについては、次の条項を承諾の上、確実に履行いたします。

令和7年6月19日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 小林 弘幸 殿

受注者 住 所

氏 名 印

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない（以下、契約名称、工期及び請負代金額については、「頭書の」を省略する。）。
- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に工程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部を一括し、又は工事の主体的部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 第5条 受注者は、工事の施工、工事現場の管理その他工事に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
- 第6条 受注者は、工事に使用する材料については、すべて使用前に監督員の検査を受け合格したものを使用しなければならない。
- 第7条 受注者は、使用する材料のうち、調合を要するものについては監督員の立会を得て調合したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することができな

い工事を施工するときは、監督員の立会を得た上で施工しなければならない。

第8条 受注者は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第9条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。機構は、その工期の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第10条 受注者は、前条以外の事由により、工期内に工事を完成することができないときは、遅延日数につき請負代金額の年（365日当たり）3パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき理由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第11条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 前項の場合において、検査に通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 機構は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

5 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第12条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しをした日から1年以内に発注者から受注者への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第13条 工事内容若しくは工期の変更又は工事の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第14条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。